

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月24日

徳島県知事 殿

徳島県名西郡石井町石井字石井 431-2
石井町商工会 会長 杉山 秀樹

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1
石井町長 小林 智仁

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：竹内 勉

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

石井町は、吉野川流域の下流南岸に広がる平野一帯に位置し、東西6km、南北5.5kmのほぼ正方形をしており、その町域面積は28.85km²となっている。

昭和30年3月、旧石井町と浦庄・高原・藍畑・高川原村の一町四村が合併して成立。

総人口24,614人、世帯数10,998世帯(令和6年12月1日現在)となっている。

石井町の東は徳島市(国府町)に接するほか、西は吉野川市(鴨島町)に、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市(入田町)、名西郡神山町に、また、北は吉野川を挟んで板野郡上板町にそれぞれ接している。

石井町の北側には、吉野川(別称:四国三郎)が東西に流れ、中央付近にはその吉野川の支流である飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れるなど、水に恵まれた地形を活かし、吉野川がもたらした肥沃な広大で豊かな田園地帯が形成されている。また、町域の西から東に向かって標高200メートル前後のなだらかな山地や丘陵地からなり、緩やかな下降傾斜(標高5~12m)を描く比較的平坦な地勢となっている。全面積の約4割が農耕地である。

石井町内には、活断層である「上浦―西月ノ宮断層」が存在し、石井町内直下地震の発生も否定できない。



【徳島県地図】



【赤色エリア 石井町】

②想定される地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

石井町のハザードマップによると、吉野川水系飯尾川、江川の流域にて想定最大規模の降雨が発生した場合、多くの地域で0.5~3.0mの浸水が予想されている。また、吉野川の氾濫による洪水リスクに関しては、150年に1回程度起こりうる大雨の場合、石井町内ほぼ全域で浸水し、浸水深は0.5~5.0mとなる地域が多く、想定最大規模降雨の場合にあっては、大半の地域で5.0mを超える浸水が起こることが想定される。比較的平坦な地形に、河川が分岐する流路などによる洪水に対して特に警戒が必要である。

(土砂災害:ハザードマップ)

石井町のハザードマップによると、丘陵となっている石井、浦庄地区一帯は、地すべり（１箇所）、急傾斜地崩壊（４５箇所）、土石流（１８箇所）等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、地域内小規模事業者の事業所の立地割合は低い。

（地震：J-SHIS）

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）によると、当町の最大震度は７、ほとんどの地域で震度６強とされる。

１９４６年の昭和南海地震から８０年近くが経過しており、国の地震調査委員会によると南海トラフ全域において今後３０年以内にマグニチュード８～９クラスの地震が発生する確率は７０～８０％程度とされている。

（その他）

当町は吉野川流域に位置するため、昔はたびたび吉野川の氾濫による洪水被害を被ってきたが、堤防工事が進んだことから現在においては、吉野川の氾濫は起きていない。しかしながら、平成１６年１０月の台風２３号や平成２３年９月の台風１５号の豪雨などで、町内を流れる他の河川の氾濫により建築物の浸水被害が多く発生した。当町は、令和５年の年間平均気温１７．６℃、年間平均最高気温２１．８℃、年間平均最低気温１３．９℃と温暖で冬期の積雪はほとんどない。

年間平均降雨量は１，７６１mmで、月別には８月が最も多く、１月が最も少ない。日照時間は年間２，３０８．８hrで月別では夏期（７月）が最も多くなっている。

（感染症）

およそ１０年から４０年の周期で発生する新型インフルエンザのように、世界的に大きな流行を引き起こす感染症は、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 ８５５者
- 小規模事業者数 ８５１者

【内訳】 （令和６年度徳島県商工会連合会実態調査より）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	157	157	・町内各地に点在している。ごく一部が河川沿い・山間部に立地し、浸水想定区域、急傾斜、土石流の危険箇所立地している。
	卸・製造業	157	157	・町内各地に点在している。ごく一部が河川沿いで、ほぼ浸水想定外である。
	小売業	251	251	・町内に広く分布している。高川原、高原地区など一部が浸水想定地区に立地している。
	サービス業・他	290	286	・町内各地に点在している。ごく一部が河川沿いに立地し、浸水想定区域に立地している。
	合 計	855	851	

（３）これまでの取組

１）当町の取組

- ・防災計画の策定

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、石井町の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期するため、石井町地域防災計画を策定。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ

被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害緊急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項などを中心に定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、具体的推進に努めるものとしている。

- ・ 防災訓練の実施

毎年1月下旬の日曜日に町内一斉防災訓練を実施。

- ・ 防災備品の備蓄、点検

町では、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、避難を余儀なくされる方々のために、1日分の米、水、補助食品、粉ミルク等の食料の他、発電機、簡易トイレ、毛布、段ボールベッド・間仕切り、おむつ、生理用品等の備蓄を行っている。点検は、年に1回備蓄食料の入替時に実施している。

- ・ 町地域の災害等に関する情報の収集、伝達および被害調査

台風等の災害時に必要に応じて随時実施。情報の収集については災害対策本部を設置し、国、県、消防署、警察及び消防団と連携し情報収集を行う。また、情報の伝達については、気象情報、避難情報等を防災行政無線、石井CATVの文字放送、いしいアプリ等を用いて住民に情報を伝達する。被害状況については、発災後、建物の被害調査、床下、床上浸水の状況調査等を被害の規模に応じて行う。

- ・ 石井町地域防災交流センターの整備

自主防災組織や防災リーダーの交流及び育成等を行うことにより、地域防災体制の確立を図るとともに、災害発生時には、応急活動拠点とする。

- ・ 住民等に対する災害広報

必要に応じて随時実施。広報いしい、石井CATV等を用いて行っている。

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

事業継続計画や認定導入事例、国・県などのサポート体制について当会商工会報にて掲載し、会員事業所等へ配布または経営指導員等巡回時に説明し、周知をはかった。

- ・ 事業者BCP、事業継続力強化計画策定セミナーの開催

事業継続計画、事業継続力強化計画の内容及び策定状況や認定後の国等の支援策、計画づくりについてのセミナーを開催した。

- ・ 損保会社と連携した損害保険への加入促進

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、BCPの策定、事業継続力の向上について経営指導員等職員が事業所巡回時や理事会等で、チラシやハザードマップを用いて事業者に対する災害リスクの周知・説明の上、損害保険への加入促進を行った。

- ・ 防災備品の備蓄

ソーラーライト、コードリール、食器類、給水ポリタンク、ブルーシート、机、椅子、電池、スコップ、テント等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的に買い替えている。毎年1回備蓄品の点検を行っている。

II 課題

石井町商工会の小規模事業者への防災・減災対策支援における課題は以下のとおりである。

①災害リスクが事業者十分に浸透していない

リスクマネジメント支援やBCP策定支援を推進しているが、事業者の災害リスクへの理解が十分でないことから、日々の経営支援の中でハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発・周知が十分に図れていない。

②取組体制とマニュアルの整備不足

地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明確であることから、協力体制の重要性についての認識が浅く、また取組体制やマニュアルが整備されていない。

③マンパワー不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、保険・共済に対する専門的な知識及び人員、助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している。

④感染症対策

地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・実施期間内における事業者BCP若しくは事業継続力強化計画策定事業者数の目標
：計30事業者

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定事業者数	6	6	6	6	6

・地区内小規模事業者に対し、経営指導員等の職員が巡回訪問及び窓口相談時やセミナーを通じてハザードマップなどを活用して災害リスクを十分に理解・認識させ、災害への事前対策の必要性を周知する。

・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築するとともに、円滑化マニュアルを整備する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・連携先である損保会社担当者と当会経営指導員等の職員が勉強会を開催し、保険・共済に関する知識の習得や助言を行えるよう職員の育成に取り組む。また、連携損保会社担当者と共同で巡回指導（OJT）を行うことで実践に即した職員等の対応力や専門的な知識のスキルを高めていく。

IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・石井町商工会と石井町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・石井町地域防災計画に沿った形で災害発生時の行動計画を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国・県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業計画の作成

- ・（別添参照）石井町商工会自身のBCPについては、平成29年度に作成済で令和元年9月に更新しているが、今後の環境変化に応じて適宜加筆修正を行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・連携損保会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等

を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、石井町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（在宅時の豪雨のケース）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
（在宅時の大型自身のケース）職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できから、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
徳島県商工会連合会、国府町商工会、神山町商工会に応援要請。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。
出勤時、平時に被害発生の場合は、石井町役場担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模被害	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害あり	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

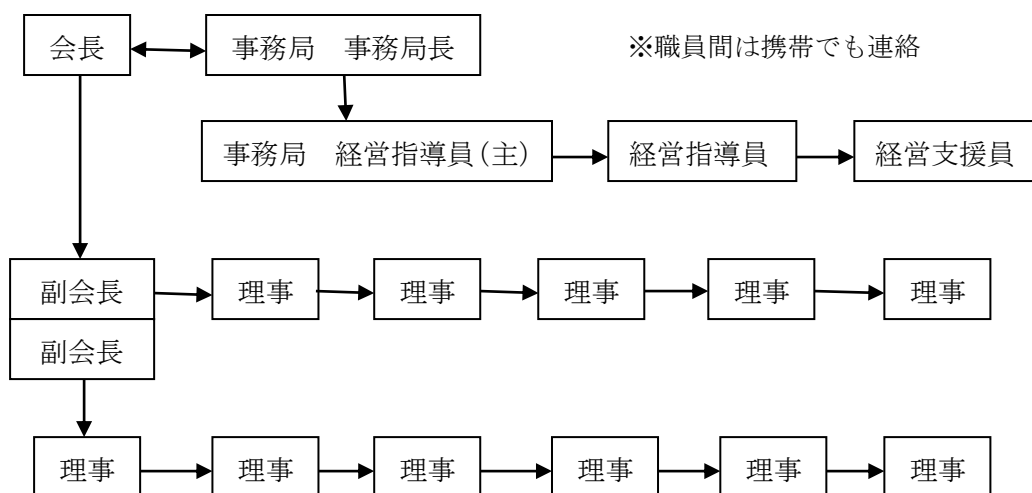
発災後～1 週間	1 日に 3 回連絡する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回連絡する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回連絡する
2 ヶ月以降	2 日に 1 回連絡する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

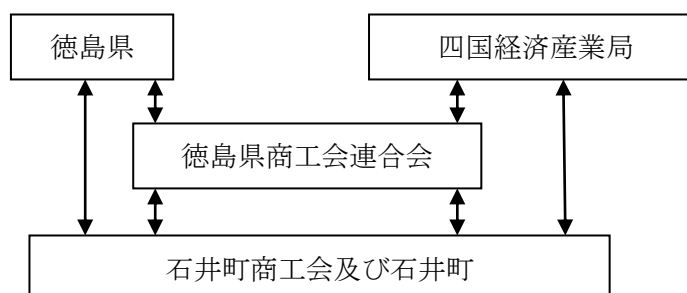
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制 （安否確認）

（石井町商工会内部）



（石井町商工会外部）



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ＞

- ・相談窓口の開設方法について、石井町、徳島公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する（当会は、国や徳島県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、石井町、徳島公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。

被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、徳島公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。

また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。被災した事業者、従業員やその家族のため徳島県商工会連合会及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金面を支援する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2 日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員連絡網で確認 役員連絡網にて各地区の被害状況報告確認
		大まかな被害確認 （職員参集可否、及び居住地から勤務地経路被害状況確認）	
2	安全確認後 ～ 7 日程度	直接被害の確認 （非住居被害、商工関係被害）	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認 （再開可否、商品原材料調達状況等）	
3	発災 4 日後 ～ 1 4 日程度	経営課題の把握 （事業再開、資金繰り、共済請求手続き等）	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り 相談窓口設置後は窓口相談
		間接被害の確認 （売上減、経費増、風評被害等）	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・よろず支援拠点との連携により、グループ補助金やなりわい再建支援補助金等の国、県、町の施策や補助金等の申請支援を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ＞

- ・国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の国府町商工会、神山町商工会に相談する。

- ・被災後の臨時的仮設商店・商店街の開店支援

安全性の確保される場所において、国府町商工会、神山町商工会との連携により、交通網が遮断されていなければ、一時的に国府町、神山町の事業者から仕入れ、仮設店舗にて販売を行う。そのための具体的な連携方法について国府町商工会、神山町商工会と協議する。

(3) その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
○実施体制	
<pre>graph TD; A[石井町商工会 事務局長] --- B[石井町商工会 法定経営指導員]; C[石井町 産業経済課長] --- D[石井町 産業経済課]; B <--> 連携 連絡調整 D; D <--> 確認 連携 E[石井町 危機管理課];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 竹内 勉 （連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上） ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 石井町商工会 〒779-3233 徳島県名西郡石井町石井字石井4 3 1－2 TEL:088-674-1292 / FAX:088-674-1401 E-mail:tsci0400@tsci.or.jp	
②関係市町村 石井町産業経済課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原1 2 1－1 TEL:088-674-1118 / FAX:088-675-1500 E-mail:sangyoukeizai@ishii.i-tokushima.jp	
石井町危機管理課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原1 2 1－1 TEL:088-674-1171 / FAX:088-675-1500 E-mail:kikikanri@ishii.i-tokushima.jp	

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
・ 専門家派遣	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 橋口 信也 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1
連携して実施する事業の内容
① 想定被害の把握のため「ハザード情報レポート」の提供 ② 損保商品の見直し相談 ③ B C P、事業継続力強化計画策定への専門家派遣
連携して事業を実施する者の役割
① 「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。 ② 必要に応じ、リスク管理として損保商品の見直し相談を実施する。 ③ B C P、事業継続力強化計画作成支援のため、専門家を派遣する。 ・簡易に入手できる「ハザード情報レポート」により、事業所の減災、防災意識が高まる効果を期待するとともに、簡易キット「B C Pキットくん」の利用により事業継続力強化計画、B C P 策定へ取り組むきっかけになる効果を期待する。
連携体制図等
○あいおいニッセイ同和損保株式会社 徳島支店 ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼 <pre> graph LR A[石井町商工会] <--> B[あいおいニッセイ同和損保] </pre> ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣